学校における特別支援教育 及び 就学までの流れ



岐阜市教育委員会 学校指導課 特別支援教育担当

今日の内容



1. 特別支援教育とは(文科省の通知より)

- 2. 学校における特別支援教育の場 (どのような支援の場があるのか)
- 3. 判定について(支援を受けるには…)

4. 就学先決定までの流れ (今後の予定)

5. 望ましい就学先決定のために



1. 特別支援教育とは



「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児 童生徒の自立や社会参加に向け主体的な取組 を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒 一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもて る力を高め、生活や学習上の困難を改善又は 克服するため、適切な指導及び必要な支援を 行うものです。

特別支援教育の推進について (平成19年文部科学省通知) より

1. 特別支援教育とは・・

H19「特別支援教育の推進について」 文部科学省通知より



つまり・・・

発達に気がかりのある子が、

一人一人に応じた支援・指導を受けることによって、

もっている力を最大限に伸ばし、

積極的に自立し社会参加できることをめざす





【小学校】

- ◆通常の学級
- ◆通級指導教室 (言語障がい、LD・ADHD等)
- ◆特別支援学級 (知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)



①通常の学級

・ユニバーサルデザインの授業づくり

※どの児童生徒にも効果的な支援

整備された環境…教室前面には集中を欠くような掲示物は貼らない など 見通しのもてる学習…1時間の授業(学習活動)の流れが示してある など 視覚的支援 … 口頭による説明だけでなく、見てわかりやすい資料の併用 タブレットの活用 など

・合理的配慮の実施

※個に応じたきめ細かな支援

席の配慮、グループの配慮、宿題の量や内容の調整、マス目の大きさ、ルビ、 デイジー教科書の使用 タブレットの活用 など



今年度、通常の学級には…

★ハートフルサポーター

岐阜市が各小中学校の通常学級に配置。 その子にとって必要な学習面や生活面の一部について支援を行う。

- ・小学校に94名
- ・中学校に32名
- ※全校で1~3名の配置。

よって、支援対象児童生徒の特に配慮に必要な時間を中心に、支援を行っている。

学校ごとの配置数は、毎年変動がある。



②通級指導教室

通常の学級に在籍している児童生徒に対して、一部の授業を障がいに応じた専門的な 指導を行います。(通級は、言語通級、LD等通級の2種類)

◆言語障がい

口蓋裂、構音器官の麻痺等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

◆LD·ADHD等

- ・自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要と する程度のもの
- ・全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち 特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
- ・年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの



◆通級指導教室:障がいに応じた特別な指導

【言語障がい通級指導教室】

■自立活動

障害による学習上又は生活 上の困難を主体的に改善・克服 するために必要な知識、技能、 態度、習慣を養う

- ・正しい音の認知
- ・口腔機能を高めるロの動き、舌の動き
- ・構音の改善
- ・コミュニケーション など

【LD·ADHD等通級指導教室】

■自立活動

障害による学習上又は生活上の 困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習 慣を養う

- ・自他の感情理解、状況理解
- ・情緒の安定、行動調整
- ・人間関係の形成
- ・コミュニケーション
- ・視覚、聴覚、触感覚等のトレーニング など



◆通級指導教室設置校

	小学校			中学校
言語障がい	明郷小(4) 長良小(2) 柳津小			
LD·ADHD等	徹日三則岩茜西厚早三長岩明野里武野部郷見田輪森野くいかいかがいいのでは、中華の大学のでは、1000円では、	華島鷺長黒鶉市長合城芥長陽小山森野小橋良渡西見森小小南小小西小小町東東東東東	★明郷小 ★長森北小 ★岩小 ★且格小	本 在 在 在 在 在 种 中 中 由 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中



③特別支援学級

<u>障害の状況に配慮しながら、小学校に準じた教育</u>を行っています。相談の上で、通常の学級の児童生徒と一緒に学習や活動を行います

◆知的障がい

・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難である程度のもの

◆自閉症・情緒障がい

- ・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困 難である程度のもの
- ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適 応が困難である程度のもの



◆肢体不自由

・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難 がある程度のもの

◆難聴

・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

◆病弱

- ・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの



◆特別支援学級:障がいに応じた教育課程 1クラス定員8名:担任1人

【知的障がい特別支援学級】

教科の学習以外に、

■生活単元学習 生活上の目標を達成したり、 課題を解決したりするために、 一連の活動を組織的に経験す ることによって、自立的な生 活に必要な事柄を実際的・総 合的に学習する。

■作業学習(中学校)

■自立活動

「バスに乗ろう」 「買い物に行こう」 「お店屋さんを開こう」

【自閉症・情緒障がい特別支援学級】

基本的に通常学級のカリキュラムと 同じ

■自立活動

障害による学習上又は生活上の 困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習 慣を養う。

- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション など



◆特別支援学級設置校

障害種	小学校	中学校
知的障がい	4 2 校 4 8 学級	2 1 校 2 4 学級
自閉症・情緒障がい	4 1 校 6 5 学級	2 1 校 3 1 学級
肢体不自由	市橋小学校	精華中学校
病弱(院内学級)	本荘小学校 長森北小学校 黒野小学校	本荘中学校 長森中学校 岐北中学校
難聴	明郷小学校	岐阜中央中学校

*該当障害種の特別支援学級が居住地の学校に設置されていない場合は、自宅住所から一番近い学校へ通う。指定学校区変更届の手続きが必要。



4特別支援学校

卒業後の社会的な自立を視野に入れ、可能な限り自立し社会参加ができるよう、<u>障がいの状況に応じて、教育課程が編成され、手厚く、きめ細やかな</u>教育を行います。

◆視覚障がい

・両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが 高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視 覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

◆聴覚障がい

・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの



◆肢体不自由

- ・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等の日常生活における基本動作が不可能又は著しく困難なもの
- ・上記の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度 のもの

◆病弱

・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態 が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

◆知的障がい

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁 に援助を必要とする程度のもの
- ・上記の程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの



◆特別支援学校:障がいに応じた教育課程

1クラス定員6人:担任2人

個に合わせたカリキュラム

- ■教科の指導
- ■教科領域を合わせた指導
 - ・日常生活の指導

衣服の着脱、排せつ、食事、洗面、手洗い、清潔など基本的 生活習慣の内容など、望ましい生活習慣の形成を図る。

・生活単元学習

生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、 一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に 必要な事柄を実際的・総合的に学習する。

■自立活動



<居住地による特別支援学校>

- ◆視覚障がい
 - ○岐阜県立岐阜盲学校(市内全域)
- ◆聴覚障がい
 - ○岐阜県立岐阜聾学校(市内全域)



◆肢体不自由

- ○岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校(市内全域)
 - · 岐阜県立羽島特別支援学校(国道21号線以南)
 - · 岐阜県立関特別支援学校(三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区)
 - ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校(羽島、関特支の通学対象地域を除く)



◆病弱

- ○岐阜県立長良特別支援学校(市内全域)
 - ·岐阜県立羽島特別支援学校(国道21号線以南)
 - · 岐阜県立関特別支援学校(三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区)
 - ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校(羽島、関特支の通学対象地域を除く)

◆知的障がい

- ○岐阜市立岐阜特別支援学校(市内全域)
 - · 岐阜県立羽島特別支援学校(国道21号線以南)
 - · 岐阜県立中濃特別支援学校(三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区)
 - ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校(羽島、中濃特支の通学対象地域を除く)



3. 判定について

3. 判定について



◆どんな判定があるの?

- ・特別支援学校(該当障害種)で指導することが望ましい (視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 知的障がい)
- ・特別支援学級 (該当障害種) で指導することが望ましい (知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由 難聴 病弱)
- ・通級指導教室(該当障害種)に通級することが望ましい (言語障がい LD・ADHD等)通常学級で留意して指導する
- ・通常学級で留意して指導する

3. 判定について(新就学児)



◆誰が

岐阜市教育支援委員会

・学識者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、 小・中・特別支援学校教員 30名

◆いつ

個別の就学相談会(10月末~11月初→委員会:11月11日)

※夏の就学相談会(6月末→委員会:7月22日)

◆どのような方法で

「総合的判断」

- ・お子さんの状態・教育上必要な支援の内容
- ・専門家の意見・・本人、保護者の意見
- ・地域における教育体制整備の状況



4. 新就学児 就学先決定までの流れ

時期	動き
6月21 - 22 - 23 - 24日	夏の就学相談会(岐阜市教育研究所)
6月~10月	特別支援学校見学、教育相談 特別支援学級·通級指導教室見学
9~10月頃	就学時健康診断(各小学校区で)
10月25日~11月4日	個別の就学相談会(岐阜市教育研究所)
11月中旬~12月下旬	結果の通知と保護者への連絡
11月・12月	保護者の意思決定・申請書提出
2月以降	特別支援学級・通級の新設等設置校の決定
3月以降	在籍となる学校への報告・通級校の連絡

(1)夏の就学相談会

·期日 6月21日(火)22日(水)23日(木)24日(金)

·場所 岐阜市教育研究所(芥見)

・対象 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室を希望する年長児

・内容 ◆説明会:特別支学級や通級指導教室等の説明(保護者のみの参加)

Zoomで視聴できます。

説明会終了後、希望者のみ10分程度の個別相談

◆相談会:特別支援学校への就学の判定(親子参加)

その後の判定の変更はできません (一人50分程度)

· 主催 岐阜市教育委員会

・申込 6月13日(木)まで

(岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより申込)

*各保育園・幼稚園・児童発達支援事業所等へ案内を送付

*学校指導課ホームページに掲載

*広報ぎふ(6月1日号)に掲載

この会に参加された方に対し、個別の就学相談会までに、希望に応じて、市教委担当者が 園等の参観を行います。

- (2)特別支援学校の見学・教育相談特別支援学級や通級指導教室の見学
 - ・市教委より各小中学校に見学等の依頼文を発送(6月中旬)
 - ・保護者から直接学校へ依頼の連絡、または園・幼児支援教室等から まとめて依頼する。
 - *希望する学校とつながりを! 7月中旬までに小学校に連絡を入れてください(教頭先生まで)

(3) 就学時健康診断

- ・期日 9月下旬~10月中旬(各家庭に郵送で通知)
- - *夏の就学相談会で「判定」が確定し、特別支援学校へ 入学予定の場合も参加
 - *お子さんの状態により配慮が必要な場合は、学校へ連絡
- ・場所 居住地の小学校

「個別の就学相談会」への申し込み



(4) 個別の就学相談会

·期日 10月25日~11月4日(8日間)

·場所 岐阜市教育研究所(芥見)

・対象 4月から特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室での支

援を希望する年長児

・目的 望ましい就学の場についての相談をします。

・相談担当 岐阜市教育支援委員

·相談時間 約1時間30分

・内容 発達検査、様子の観察、保護者との懇談

◆準備等 発達検査の結果、医師の診断書、

療育手帳、身体障害者手帳など

「岐阜市教育支援委員会」にて審議し、判定を出します。

*この会に参加しないと4月から支援を受けることができません。



(5)結果の通知と就学先の決定

【期日】11月中旬~12月下旬

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室 → 電話にて
- ・通常学級で留意、通常学級

→ 郵送にて



特別支援学校への入学者確定 【期日】11月下旬 特別支援学級の入級希望 概ね確定 11月~12月 通級指導教室の通級希望 概ね確定 11月~12月



(6) 通級指導教室の通級先決定 → 郵送にて 3月中旬











岐阜市教育委員会 特別支援教育のホームページ





どのように考えるか … 保護者、園、学校等でよく相談を。

- *「少し心配」という程度であれば、まず通常の学級で学校生活をスタートしてみる。 その様子を見ながら、 必要であれば入学後に判定を受け、特別な支援が受けられるようにする。(判定の機会は、年に6回あります)
- *最初から特別な支援を受けて、学校生活をスタートする。 その様子を見ながら、 徐々に支援を減らしていき、特別な支援を終了する。



医師の診断書(意見書)について

- •「自閉症・情緒障がい特別支援学級」 「LD・ADHD等通級指導教室」の判定を出す ときに、診断書(意見書)が必要です。 (診断書が無い場合は、判定が出ません。)
- その選択が視野に入る場合は、「個別の就学相談会」に間に合うよう、9月頃までの受診を勧めてください。



特別支援学校の教育相談について

- 「特別支援学校」に通う場合は、進学を希望する特別 支援学校の教育相談を受ける必要があります。
- 11月末には進学する学校を確定するため、それまでに 教育相談をお願いします。
- 特別支援学校により異なりますが、8~9月頃に教育相談を開始するところが多いです。10月~11月は込み合うようです。



小学校生活をスタートするにあたって

- ◆人への安心感、信頼感を育む
 - わかってもらえる 味方でいてくれる人がいる
 - 大切に思われている
- ◆自分を知り、自分を信じる気持ちを育む
 - 自分はこんなことができる こんなすてきなところがある
 - こんなときには、気をつける
- ◆学校生活を意識しすぎて、子どもを追い込まない
 - ×「給食を20分で食べられるように」
 - ・手順と見通しの理解 ・集中力 ・時間意識 ・行動調性力
 - ・手指機能。咀嚼のカ ・所属感や仲間意識 ・困ったときの解決方法



大切な一人ひとりの子どもたち

*必要な支援は?

*力を伸ばせる場は?

十分な相談をお願いします!

※不明な点、迷ったときは、市教委へ